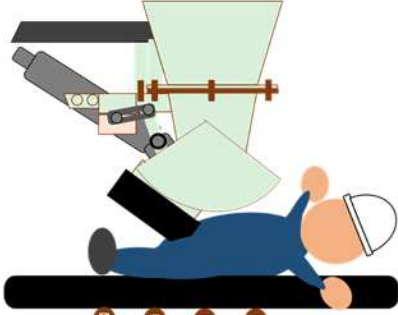


死亡災害が発生しました！！

～はさまれ・巻き込まれ災害防止のために～

1 災害発生状況

ホッパーの修理作業をベルトコンベヤーの上で行っていたところ、そのコンベヤーが動き出し、ホッパーとコンベヤーの間に下半身が巻き込まれ、死亡した。

発生時期	令和6年7月 午後4時	 <p><災害発生時のイメージ></p>
被災者	70代、男性	
経験年数	53年	
休業期間	死亡	
傷病名	胸腹部圧迫による窒息死	

原因

作業者は3名いたが、コンベヤーの電源が切断されていないことを知りながら、コンベヤーの運転を停止していなかったこと。

2 再発防止対策

以下の法令・省令にありますとおり、機械の掃除や修理、調整を行う際は、

必ず、機械の運転を停止してください！

最悪の場合、尊い命が失われてしまいます。

労働安全衛生法(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

労働安全衛生規則(掃除等の場合の運転停止等)

第107条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

第108条 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。

3 製造業の元方事業者が講じなければならない措置

労働安全衛生法第30条の2第1項

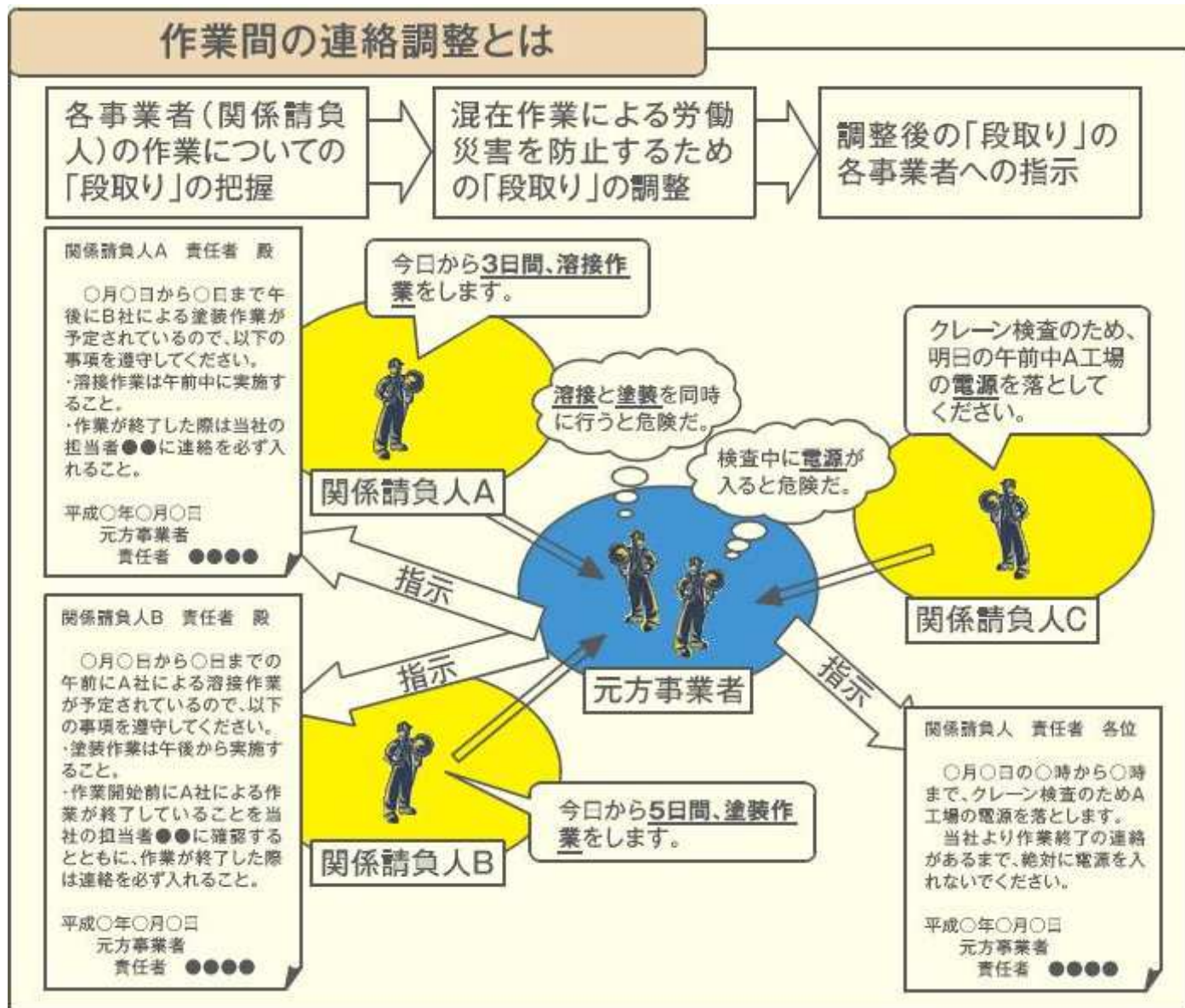
製造業(中略)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡および調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

作業間の連絡調整を行いましょ。

製造業の事業場では、業務請負等によって構内下請事業者における作業が行われていることが多くありますが、これにより、指揮命令系統の異なる労働者が混在して働くことによる労働災害が危惧されます。

また、

製造業（造船業を除く）の元方事業者においては、混在作業よって生ずる労働災害を防止するための**作業間の連絡・調整等の実施**が義務付けられています。



実施すべき事項の詳細について記載されたリーフレットは[こちら](#)

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」



お問い合わせ先

東近江労働基準監督署（第二方面）

住所 東近江市八日市緑町8-14

連絡先 TEL0748-41-3366 FAX0748-22-0613

開庁時間 年末年始、土日・祝日を除く8:30~17:15

